

令和2年度 ウィズコロナ地元応援キャンペーン事業等実施要領

(目的)

1. 新型コロナウイルス感染症対策により経済的被害を受けている事業者の売上向上、賑わい創出による地域経済の活性化を図ることを目的とし、東松島市内の本キャンペーン参加事業者で利用可能な商品券を発行する。

(概要)

2. 発行概要については以下のとおりとする。

HOPE のでんき商品券（「一般社団法人東松島みらいとし機構」以下「HOPE」発行）

(1) 名称	HOPE のでんき商品券
(2) 発行団体	HOPE
(3) 発行額面	1 枚 1,000 円
(4) 発行部数	アンケート回答者数分
(5) 利用可能場所	本キャンペーン参加事業者設置店舗または事業所
(6) 発行総額	アンケート回答者×1,000 円分
(7) 利用期間	令和2年8月11日(火)～令和2年12月31日(木)
(8) 配布条件	本キャンペーンにおけるアンケート回答者
(9) 利用条件	アンケート回答者1名につき1枚までの利用

(利用範囲)

3. 以下については「HOPE のでんき商品券」の利用対象外とする。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス、水道料金等の公共料金）。
- (2) たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや法律により小売定価以外での販売が禁じられているもの。
- (3) 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (5) 病院等医療費（処方箋による薬剤等を含む）の支払い。
- (6) キャンペーン参加事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）での利用。
- (7) キャンペーン参加事業者が利用を不可とした商品。
- (8) その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

(留意事項)

4. 商品券の取扱いにおいて、以下の事項に留意すること。

- (1) 商品券は、上記利用期間内に限り使用可能。
- (2) 商品券の利用は、1度の精算で1名あたり1,000円以上とする。
- (3) 商品券で購入した商品については現金及び当該商品券による返金はできない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難等に対し、HOPEはその責を負わない。

(事業者参加資格)

5. 事業者の参加資格は、東松島市商工会会員企業で、東松島市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。ただし、下記の項目に該当する事業者を除く。

(1) 上記「3. 利用範囲」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者。

(2) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

(キャンペーン参加事業者の責務等)

6. キャンペーン参加事業者として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守すること。

(1) 利用者がその有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

(2) 商品券の額面未満の利用の場合、利用を拒否すること。

(3) キャンペーン参加事業者であることが商品券利用者に明確になるよう表示すること。

(4) 利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認すること。商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、HOPE まで報告すること。

(5) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に事業者名を記入（ゴム印押印可）すること。また、既にキャンペーン参加事業者名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。

(6) 商品券の交換、売買及び再利用は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。

(7) HOPE が本事業に関する調査等を行うときには、報告等協力すること。

(8) 商品券の利用対象外となる商品等を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示すること。

(9) 商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失はキャンペーン参加事業者の責務とする。

(10) 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに HOPE に届け出ること。

(申込方法)

7. キャンペーン参加事業者の登録申込は、次の方法によって行うこととする。

(1) 申込方法

この「ウィズコロナ地元応援キャンペーン事業等実施要領」に同意のうえ、登録申込書に必要事項を記入し、HOPE へ FAX、郵送、メールまたは持参すること。電話での申込はできない。

(2) 申込書の提出先(郵送の場合)

〒981-0502 東松島市大曲字寺前 61 番地 2 一般社団法人東松島みらいとし機構

(3) 申請期間

令和2年7月7日(火)から令和2年7月21日(火)まで(期限厳守)

※登録申込があった事業者については、チラシに店名等を掲載する。

(4) その他

東松島市内に複数の店舗がある場合、登録しようとする店舗毎に申込書を提出すること。

(商品券の換金)

8. 使用された商品券の換金は次の方法により行うこと。

(1) 換金方法

原則回収した商品券は、裏面の指定欄にキャンペーン参加事業者名を記入(ゴム印押印可)し、換金受付期間に、HOPE事務所へ提出すること。HOPEにて受け取った商品券の確認を行い、その場で現金と引き換えを行う。事務所へ直接訪問が難しい場合は、別途相談の上、引き換えを行う。

(2) 換金期間

令和2年8月11日(火)～令和3年1月15日(金)

上記の内、土日祝日を除く営業時間8時30分～17時15分の間とする。

(取消)

9. この「実施要領」に違反する行為が認められた場合、キャンペーン参加事業者の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

(その他)

10. この「実施要領」に記載されていない事項については、HOPEへ問い合わせること。

【問合せ先】

一般社団法人東松島みらいとし機構 地域エネルギー事業部

〒981-0502 東松島市大曲字寺前61番地2

TEL : 0225-98-7193 FAX : 0225-98-7085 mail:denki@hm-hope.org